

第5編 港湾海岸編

第5編 港湾海岸編

第1章 堤防、防潮堤、護岸

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、維持補修工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類に
よらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**
の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説 （全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港
漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 平成30年8月）
港湾の施設の技術上の基準・同解説 （（公社）日本港湾協会 平成30年5月）
港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 （国土交通省港湾局 令和8年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節 海上地盤改良工の規定による
ものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節 基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節 本体工（ケーソン式）の
規定によるものとする。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節 本体工（ブロック式）の
規定によるものとする。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節 本体工（場所打式）の規定に
よるものとする。

第 8 節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第 4 編第 3 章第 11 節 本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第 9 節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第 4 編第 3 章第 12 節 本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第 10 節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第 4 編第 3 章第 15 節 被覆・根固工の規定によるものとする。

第 11 節 上部工

上部工の施工については、第 4 編第 3 章第 16 節 上部工の規定によるものとする。

第 12 節 消波工

消波工の施工については、第 4 編第 3 章第 18 節 消波工の規定によるものとする。

第 13 節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第 4 編第 3 章第 19 節 裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第 14 節 維持補修工

維持補修工の施工については、第 4 編第 3 章第 20 節 維持補修工の規定によるものとする。

第 15 節 仮設工

仮設工の施工については、第 4 編第 3 章第 21 節 仮設工の規定によるものとする。

第 16 節 雑 工

雑工の施工については、第 4 編第 3 章第 22 節 雑工の規定によるものとする。

第2章 突 堤

第1節 適 用

1. 本章は、港湾海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港 漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 平成30年8月）
港湾の施設の技術上の基準・同解説	（（公社）日本港湾協会 平成30年5月）
港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（国土交通省港湾局 令和8年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節 海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節 基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節 本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節 本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節 本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第3章第10節 本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第4編第3章第11節 本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編 第3章 第12節 本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第3章第13節 本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第3章第14節 本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節 被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第4編第3章第16節 上部工の規定によるものとする。

第15節 消波工

消波工の施工については、第4編第3章第18節 消波工の規定によるものとする。

第16節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第20節 維持補修工の規定によるものとする。

第17節 仮設工

仮設工の施工については、第4編 3章第21節 仮設工の規定によるものとする。

第18節 雑 工

雑工の施工については、第4編第3章第22節 雑工の規定によるものとする。

第3章 離岸堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（離岸堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説 （全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港
漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 平成30年8月）
港湾の施設の技術上の基準・同解説 （（公社）日本港湾協会 平成30年5月）
港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 （国土交通省港湾局 令和8年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節 海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節 基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節 本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節 本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節 本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第3章第10節 本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第 9 節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第 4 編第 3 章第 15 節 被覆・根固工の規定によるものとする。

第 10 節 上部工

上部工の施工については、第 4 編第 3 章第 16 節 上部工の規定によるものとする。

第 11 節 消波工

消波工の施工については、第 4 編第 3 章第 18 節 消波工の規定によるものとする。

第4章 樋門・水門

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（樋門・水門）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、維持補修工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港 漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 平成30年8月）
港湾の施設の技術上の基準・同解説	（（公社）日本港湾協会 平成30年5月）
港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（国土交通省港湾局 令和8年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節 海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節 基礎工の規定によるものとする。

第5節 付属工

付属工の施工については、第4編第3章第17節 付属工の規定によるものとする。

第6節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第20節 維持補修工の規定によるものとする。

第7節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第3章第21節 仮設工の規定によるものとする。

第8節 雑工

雑工の施工については、第4編第3章第22節 雑工の規定によるものとする。

第5章 養 浜

第1節 適 用

1. 本章は、港湾海岸工事（養浜）における土捨工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説	（全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港 漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 平成30年8月）
港湾の施設の技術上の基準・同解説	（（公社）日本港湾協会 平成30年5月）
港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（国土交通省港湾局 令和8年3月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節 海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 土捨工

土捨工の施工については、第4編第3章第4節 土捨工の規定によるものとする。